

八王子市分別収集計画

令和4年（2022年）6月30日

（令和6年（2024年）8月30日改定）

1 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄は、生活様式や事業活動の多様化、利便性の向上に貢献した一方、天然資源の枯渇や地球温暖化、プラスチックごみによる海洋汚染といった貴重な自然環境の破壊など大きな問題を引き起こしており、環境問題に対する関心が高まっている。これらの問題、特に大量廃棄されるごみに対処するため、本市では清掃施設の整備を進めるとともに、市民・事業者・市が協働し、3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）に取り組み、限りある資源を効率的に循環させることにより、廃棄されるものを最小限に抑え、環境への負荷ができる限り低減される社会をめざし、引き続き3Rを推進し、環境と経済が好循環する地球環境にやさしい持続可能な循環型社会の構築をめざして、さまざまな事業を展開しているところである。

本市では、平成16年（2004年）10月からごみ収集の有料化と資源物の対象品目拡大を実施し、一定の成果を得るとともに、市民の環境に関する意識も高まった。平成22年（2010年）10月にはプラスチック資源化センターの稼動に合わせて、プラスチックの対象を全ての容器包装プラスチックへ拡大するとともに回収頻度を増加させ、さらに資源物についても、戸別収集を実施することで排出者責任の明確化と資源物を排出する環境を整えることで、市民の分別意欲を高め資源化を推進している。こうした取組の成果により、平成30年度（2018年度）に埋立処分量ゼロを達成することができた。

また、令和2年度には海洋プラスチックごみ削減のために広報紙で周知を行ったほか、令和2年7月のレジ袋有料化開始に合わせて、マイバッグの普及・啓発を行った。令和3年8月には企業との「地域活性化に関する包括連携協定」の一環として、市内の一部店舗にてペットボトルの店頭回収を開始し、企業が主体となったボトル to ボトルによるリサイクルの推進に取り組んだ。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物において大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3Rを推進することを目的として、市民・事業者・市それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的な方向を以下に示す。

- （1）市民・事業者・市の協働した取組を推進し、さらなるごみの減量・資源化を図る。また、全市的にごみ問題に関する意識を底上げし、分別の徹底を図るため、環境教育・人材育成に注力した取組を推進する。
- （2）事業者に対しても事業者向け3R講習会などを通じて、3Rや分別徹底の意識向上を図る。
- （3）ごみの発生抑制・再使用・再生利用に取り組み、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築をめざす。

(4) 排出されたごみ・資源物を安定的かつ効率的に処理・資源化するために、中長期的な視点から処理施設の整備・検討を進めていき、安定・継続的なごみ・資源物処理体制を確立する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年(2023年)4月を始期とする5年間とし、令和7年度(2025年度)に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
容器包装排出量(t)	29,545t	29,618t	29,534t	29,475t	29,419t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては市民、事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 市民、事業者に対する発生抑制・適正排出・分別の促進

家庭から排出される容器包装廃棄物の排出を抑制するため、町会・自治会やリサイクル推進員など地域との協働により、発生抑制・適正な排出・分別に関する啓発・情報提供を実施する。事業者については、事業者が排出抑制に自主的に取り組めるような啓発や、適正な排出・分別の周知と徹底や訪問指導を充実する。また、全ての事業所に対して、事業者向け3R講習会の開催やガイドブックを配布することにより、発生抑制をはじめとした3Rの取組の推進を促していく。さらに、大規模事業所で実施している訪問指導を充実させる。

(2) 環境教育の充実と、市民への環境学習の推進

ごみ問題に関する知識の習得や意識向上を図るため、社会科副読本を活用した小学校での環境教育や市民の環境学習、出前講座、施設見学会などを活用し、情報発信・普及啓発に積極的に取り組む。また、ポイ捨てや不法投棄を未然に防ぐため、「みんなの町・川の清掃デー」などの取組を通じて、市民や事業者の環境美化に対する意識の向上を図る。

(3) 海洋プラスチックごみの削減

海洋プラスチックごみの削減を推進するため、図書館での展示イベントの実施や、社会科副読本へ掲載することにより、海洋プラスチック問題の啓発に取り組む。

(4) 事業者の販売段階等における 3R の推進

事業者の「過剰包装をしない」「ばら売りをする」といった活動を推進し、販売段階等における発生抑制に取り組む。また、資源物の自主回収を働きかけていくなど、資源物の再使用・再生利用を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第 8 条第 2 項第 3 号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が活用できる収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 ┌ 無色のガラス製容器 ├ 茶色のガラス製容器 └ その他の色のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)	
主としてスチール製の容器	665		665		661		658		655	
主としてアルミ製の容器	734		734		730		726		723	
無色のガラス製の容器	1787		1787		1776		1768		1759	
	引渡 1787	独自 0	引渡 1787	独自 0	引渡 1776	独自 0	引渡 1768	独自 0	引渡 1759	独自 0
茶色のガラス製容器	845		845		840		836		832	
	引渡 845	独自 0	引渡 845	独自 0	引渡 840	独自 0	引渡 836	独自 0	引渡 832	独自 0
その他のガラス製容器	1173		1172		1165		1160		1154	
	引渡 950	独自 223	引渡 950	独自 222	引渡 944	独自 221	引渡 940	独自 220	引渡 935	独自 219
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	122		122		122		121		120	
	引渡 0	独自 122	引渡 0	独自 122	引渡 0	独自 122	引渡 0	独自 121	引渡 0	独自 120
主として段ボール製の容器	5583		5665		5718		5775		5833	
	引渡 0	独自 5583	引渡 0	独自 5665	引渡 0	独自 5718	引渡 0	独自 5775	引渡 0	独自 5833
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	1836		1835		1825		1816		1807	
	引渡 918	独自 918	引渡 0	独自 1835	引渡 0	独自 1825	引渡 0	独自 1816	引渡 0	独自 1807
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	5210		5208		5178		5153		5128	
	引渡 5210	独自 0	引渡 5208	独自 0	引渡 5178	独自 0	引渡 5153	独自 0	引渡 5128	独自 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法

- ・直近年度の品目ごとの原単位又は品目ごとの傾向を原単位に反映し、人口見込と年間日数から算定する。

収集見込量＝

$$\text{直近年度の品目ごとの原単位又は品目ごとの傾向} \times \text{人口見込} \times \text{年間日数} \div 1,000,000$$

人口変動率は、住民基本台帳の最新実績をもとに、平成31年（2019年）3月に策定した「ごみ処理基本計画」で推計した人口を令和3年（2021年）9月末の住民基本台帳人口の実績ベースに修正し、算出したもの。

【第10期】	計画期間					
	基準年					
	令和3年度 (2021年度) (令和3年9月末)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
総人口	562,326人	558,900人	557,187人	555,475人	552,793人	550,111人
令和3年度 (2021年度) 人口比	100%	99.39%	99.09%	98.78%	98.30%	97.83%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器 アルミ製容器	缶	委託業者による定期収集	委託業者
ガラス製容器	びん	委託業者による定期収集	委託業者
紙製の飲料用容器	紙パック	委託業者による定期収集	委託業者
段ボール製容器	ダンボール	委託業者による定期収集	委託業者
ポリエチレンテレフタレート (PET) 製容器	ペットボトル	委託業者による定期収集	市
その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	市による定期収集	市

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・びん・紙パック・ダンボールについては、民間施設を活用する。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	折畳式網状 容器	パッカー車	民間施設 (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器		プラスチック コンテナ		
		家庭で用意し た容器		
無色のガラス製容器	びん	プラスチック コンテナ	深ボディ車	民間施設 (選別・保管)
茶色のガラス製容器		家庭で用意し た容器		
その他のガラス製容器				
紙製の飲料用容器	紙パック	縛る	パッカー車	民間施設 (選別・圧縮・保管)
段ボール	ダンボール	縛る	パッカー車	民間施設 (選別・圧縮・保管)
ペットボトル	ペットボトル	容器または袋	パッカー車	ペットボトル減容施設 (選別・圧縮・保管)
その他のプラスチック 製容器包装	容器包装プラ スチック	容器または袋	パッカー車	プラスチック減容施設 (選別・圧縮・保管)

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) さらなる市民・事業者の分別意識を高めることで、容器包装廃棄物の排出抑制や不適物の混入を減らしていく啓発を実施することで、資源化率の向上を図る。
- (2) 平成 31 年 (2019 年) 3 月に策定された「八王子市ごみ処理基本計画『循環型都市八王子プラン』」に基づき、市民・事業者・市が各々の役割を果たしながら、ごみの発生抑制、資源物回収の拡大による更なるごみの減量に取り組む。
- (3) 市民団体による集団回収活動に対して、補助金交付制度を継続し、引き続き参加団体数や回収量の増加に向けた取組を推進する。また、集合住宅等へ資源集団回収の働きかけを強化することで、市民の主体的な取組を支援する仕組みづくりを推進する。